様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	長等創作展示館観覧料及び使用料の還付		
根拠法令名	大津市創作展示館条例		（条項）第９条
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則		（条項）第１６条
所管部署	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	１４　　日	法定処理期間	－　　日

審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

次のとおり、大津市創作展示館の管理運営に関する規則第１６条各号に掲げるとおりとし、その場合における還付する金額は、当該各号の定めるとおりとする。

（１）創作展示館の管理の都合により使用の許可を取り消した場合　　全額
（２）天災その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合　　全額
（３）使用者から使用期日の３０日前までに使用を取りやめる旨の申出があり、館長が相当の理由があると認めた場合　　半額

〔根拠法令等〕
大津市創作展示館条例
（観覧料及び使用料の還付）
第９条　既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

〔基準法令等〕
大津市創作展示館の管理運営に関する規則
（観覧料及び使用料の還付）
第１６条　館長は、条例第９条ただし書きの規定により、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める額について観覧料及び使用料を還付する。

（１）　天災地変その他観覧しようとする者又は使用者の責めによらない事由により観覧し又は使用することができなくなったと認められる場合　　全額
（２）　創作展示館の管理の都合により観覧することができなくなった場合又は使用の許可を取り消した場合　　全額
（３）　その他館長が必要と認めた場合　　その都度館長が定める額